

令和6年（ワ）第4457号

損害賠償請求事件

原告 榎本清

被告 東大和市

同代表 和地仁美

原告準備書面（1）

2025年5月19日

東京地方裁判所立川支部民事第3部4B係 御中

原告 榎本清

第1 第2回口頭弁論（2025年4月18日）における訂正および質問事項についての確認

- 1 被告準備書面（1）3頁9～10行「原告からは『言い間違えたのかな。』と発言があった。」とする根拠を示せ。
- 2 同書面4頁16～17行「『同記録は訂正されていないことが判明した』は否認する。」は以下のように訂正する。
「『同記録は訂正されていないことが判明した』は認め、原告にとって判明したかどうかは不知。」
- 3 乙1号証「文書事務の手引」の法的な根拠を示せ。

第2 被告準備書面（1）「第1 請求の原因（訴状訂正申立書にて訂正後のもの）に対する認否」について

- 1 1頁23～24行「『被告は、同請求における原告の口頭意見陳述内容を正当に記録せず』は否認する。」のであれば、「正当に記録した」ことになる。その根拠を示されたい。
- 2 2024年8月21日の第1回情報公開・個人情報保護審査会における口頭意見陳述の録音記録（以下被告の表現に倣って「本件音声データ」とする）の消去について、
「『違法にも』は争う。」（同頁26行）として、消去された本件音声データが東大和

市文書管理規則（甲 1 号証）第 2 条 8 号の資料文書等であるとしているようだが、本件音声データは、当然のことながら審査会音声記録の一部であり、これを文書化した審査会議事録の担保として一定期間保存すべきものであり、「第 3 本件音声データについて」で示すように同規則第 2 条 2 号の電磁的記録にあたることは明白である。仮に本件音声データが単独のものであったとしても、このことは同様である。

3 2 頁「イ 第 2 文について」は前記 2 と同断。

4 同頁 10 行「『本人確認を得る』という手続はない。」の「手続き」がどのような文書規定に「ない」ものであるか、具体的に示されたい。

5 3 頁 3 行「『異なる記述がある』ということはない。」の根拠を示されたい。

6 同頁 7～12 行「『総務課職員から、訂正内容を文書にして提出するよう要求された。』は否認する。原告からは『言い間違えたのかな。』と発言があった。総務課職員は、訂正には応じられないこと、音声データはないことを説明するとともに、訂正内容（原告の言いたかったこと）を文書で提出していただければ、審査会委員間で共有できることを提案した。」は、「第 1 第 2 回口頭弁論（2025 年 4 月 18 日）における訂正および質問事項についての確認」でも述べたように、原告が発言したという内容を含め、一方的な主張である。原告の記憶と記録をたどれば以下のとおりである。

期日は失念したが、同年 8 月 28 日以降、同年 9 月 29 日以前に総務課職員から訂正内容を文書にして提出してもらいたいと言われたことは事実である。録音データを再現すればそれが明らかになると反論したところ、本件音声データはすでに消去したと伝えられた。原告は訂正文書を提出すれば、それが 2024 年 8 月 21 日の「令和 6 年第 1 回情報公開・個人情報審査会 口頭意見陳述」（甲 4 号証）に反映されるものと理解し、同年 9 月 30 日付けで「第 1 回情報公開・個人情報審査会口頭意見陳述（2024 年 8 月 21 日）記録について」（甲 5 号証）という文書を作成、提出し、記録の訂正、及び善処を求めた。

しかしながら、12 月初旬、11 月 28 日付の「回答」（甲 6 号証）が原告のもとに送達されてきた。そのため 12 月 2 日、「陳述の記録」が訂正されていないことを確認するためにあえて情報公開請求を行ったところ、訂正された陳述記録は不存在であることを示す「令和 6 年 12 月 13 日非公開決定通知書」（甲 7 号証）が示され、同記録は訂正されていないことが明確になった。

被告は、原告の求めた文言の訂正をする意思はなく、原告の作成した「記録について」と「陳述の記録」を並列して審査会に提出することをこの時原告に伝えたものであ

る。なお、被告の言う「訂正内容(原告の言いたかったこと)を文書で提出していただければ、審査会委員間で共有できることを提案した。」は事実でなく、上記のごとく両者を並列して提出すると伝えられたのみである。このような対応を一般的には提案とは言わない。

以上のように、被告準備書面(1)の当該箇所には事実と異なる記述があり、これらのやり取りの期日についても不記載であり、信用に足るものではない。改めて別紙にて総務課担当課員(氏名不詳)の証人尋問を求める(後記7もその必要性のひとつ)。

7 4頁2～3行「『回答では前者についての応答はなく』は認めるが、訂正に應じられないことは説明済みである(上記(4)イ)。」とあり、あたかも「回答」送付以前に「説明済み」であると読み取れる。しかし前記6に示した通り、これは2月13日以降の事実である。このことも証人尋問が必要な理由のひとつである。

8 同頁6～7行「口頭意見陳述の機会がある場合には、陳述者が録音機器を持ち込むことを許可することなどを検討」などは、本件音声データの違法性を阻却するものではなく、何の担保もない「口約束」にしか過ぎず、記載する必要がない蛇足である。

9 (8)のアは、第2回口頭弁論において訂正済みであるが、原告と被告の認識が異なることは従前どおりである。改めて総務課担当課員(氏名不詳)の証人尋問を求める。

第3 本件音声データについて

本件音声データは、審査会意見陳述において、東大和市役所総務部がその記録作成のために職務上取得した電磁的記録、記録作成のために職員が組織的に用いるものである。従って東大和市文書管理規則(甲1号証)第2条2号の公文書にあたる。その文書記録は被告の言うように、総務部での決裁を得た(被告準備書面(1)3頁23～24行)ものであることから明らかである。

宇賀克也著『逐条解説 公文書等の管理に関する法律』(甲8号証)によれば、同法第23条の行政文書の定義について以下のように述べている。「磁的記録は媒体を問わずすべて対象に含まれているから、再生機器を用いなければ情報を知覚しえない録画テープ、録音テープも含まれる。(中略)本法においても、本項ただし書に該当しない限り、電磁的記録としての行政文書に当たる。決裁、供覧という事案処理手続の終了も要件となっていないから、起案後決裁が未了の段階の文書、検討会等で配布されたが決裁を要しない文書等も、組織共用文書であり、「行政文書」に該当する。」(同書48頁18行～49頁3行 下線原告)とある。

公文書等の管理に関する法律と東大和市文書管理規則（甲 2 号証）との違いはあるとはいえ、同法の主旨にのっとり制定された同市文書管理規則であり、おおむね異なるものではない。まして、上記決裁を得たものであればなおのことである。

また、本件音声データは東大和市情報公開条例第 2 条 2 号の「実施機関の職員が職務上作成し、または取得した文書、図画、写真、フィルム及び電磁的記録（中略）であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているもの」という行政文書の規定とも一致する。

従って一定の保存期間を定めて保有すべきものであり、これを文書化し決裁を得たからといって直ちに消去してよいものではない。同規則に定める「文書」にあたるものであるにもかかわらず、これを等閑視し、保存期間も定めず、文書記録作成後ただちにこれを消去したこと自体が同規則に反し、公文書毀損に当たると言わねばならない。

被告は、本件音声データを同規則同条 8 号の資料文書にあたると強弁しているが、以下の事実からも至当ではない。

（1）文書等の管理に関する法律第 34 条

公文書等の管理に関する法律第 34 条「地方公共団体は、この法律の趣旨にのっとり、その保有する文書の適正な管理に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施するよう努めなければならない。」により定められたものであることは言うを待たない。その第 2 条 4 項の行政文書の規定が、同規則第 2 条 1 号・2 号の「文書」の定め内容的に合致することからも、審議会の内容を録音した音声データが公文書にあたることは明白である。

2011 年 9 月、当時の平井卓也デジタル改革担当相は、会議の内容を録音した音声データを公文書であると認めている（甲 9 号証）。文書による議事録の事実上の担保となる音声データが公文書であることは時代の趨勢であり、国といえどもこれを否定することはできない。いわんや東大和市においてをや、である。

（2）川崎市教育委員会の音声データ開示拒否事件

2014 年、川崎市教科用図書選定審議会の会議音声データの開示請求を行った同市市民に対し、川崎市教育委員会がこれを拒否した件をめぐる争われた裁判の控訴審判決が、2024 年 4 月 24 日東京高等裁判所から言い渡された。これは「教育委員会会議及び教科用図書選定審議会の音声データに係る公文書開示請求拒否処分取消請求控訴事件」と呼ばれ、音声データが不開示情報に該当するという市側の主張を退け、開示請求拒否処分を取り消すとする市側の全面敗訴となった。この判決は

2024 年 5 月 2 日、市側が上告を断念したため確定判決となった。この件も会議録のための音声データが開示すべき公文書であることを示している。

※判決文は本準備書面提出までに入手できなかったため、追って提出する。

(3) 音声データの公文書該当性を示した最高裁判決（甲 10 号証）

香川県小豆郡土庄町の住民である原告は、2000 年 12 月 21 日、同町議会の議事内容を録音したテープについて、実施機関である議会議長に対し情報公開請求をしたところ、同議長は、本件テープは同町情報公開条例が規定する「情報」には当たらないとして情報公開請求却下処分にした。このことをめぐって争われた裁判で、2004 年 11 月 18 日、最高裁第一小法廷は「本件テープは、被上告人の事務局の職員が会議録を作成するために議事内容を録音したものであって、会議録作成のための基礎となる資料としての性格を有しており、会議録については、決裁等の手続が予定されていることからすると、会議録と同様に決裁等の対象となるものとみるべきであり、決裁等の手続を予定していない情報ではないというべきである。したがって、会議録が作成され決裁等の手続が終了した後は、本件テープは、実施機関たる被上告人において管理しているものである限り、公開の対象となり得よう。」として、原告敗訴とはなったものの、音声データが公文書であること認めている。

第 4 原告の損害について

2024 年 8 月 21 日午後 6 時 30 分から開かれた令和 6 年度第 1 回情報公開・個人情報保護審査会口頭意見陳述において、原告は当該情報不開示についてその不当性と、不当である根拠について陳述した。この時の陳述内容記録の元となるものが本件音声データである。先述したが、本陳述は前記令和 6 年度第 1 回情報公開・個人情報保護審査会の下に行われたものであり、同審査会会議録の元となる音声データについても、本件音声データと一連のものと考えられる。したがって総務部担当職員が消去したとされる音声データは、断続はあるとしても、令和 6 年度第 1 回情報公開・個人情報保護審査会の議事を録音したもの全てであると推測される。

東大和市情報公開・個人情報保護審査会条例（甲 3 号証）によれば、第 8 条に「審査請求人等は、審査会に対し、第 6 条第 3 項及び第 4 項並びに前条第 3 項の規定により審査会に提出された意見書若しくは資料の閲覧(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この項において同じ。))にあっては、記録され

た事項を審査会が定める方法により表示したものの閲覧)又は写し(電磁的記録にあっては、記録された事項を記載した書面)の交付を求めることができる。」とある。

同年 8 月 28 日、原告は同条例第 8 条に基づき、同会に提出された資料の交付、並びに本人意見陳述の記録の提示を求めた。その結果、得られたものが「令和 6 年第 1 回情報公開・個人情報審査会 口頭意見陳述」(甲 4 号証)である。この記録は、同市総務部総務課で作成したものとされている。この記載が誤っていると認識した場合、本件音声データが消去されているのであれば、何によって確認できるというのであろうか。本件音声データが公文書にあたるものであり、一定の保存期間を定められなければならないものであることは、この一事をもってしても明らかである。被告の「『本人確認を得る』という手続きはない」(被告準備書面(1) 2 頁 10 行)などとの主張は、公文書毀損の事実を隠蔽するための「目くらまし」でしかない。

もし仮に本件音声データがしかるべく保存されれば、必要に応じて「記録された事項を審査会が定める方法により表示したものの閲覧」(同条例第 8 条)も可能である。つまり、音声データを原告が聴取することもでき、そのことによって同記録の誤り、もしくは正しさが証明されることになる。

本件音声データの消去は、同条第 8 号に示されている原告の権利、利益が奪われたものであり、許しがたい暴挙である。被告はこれを「被告の内部の問題」(被告準備書面(1) 2 頁 15 行)などと表現しているが、そもそもこれは原告の利益を侵し、公文書毀損にもあたる重大な犯罪である。

また被告は、訂正内容を審査会で並列して提示しているので、原告に損害はないと主張するが、同条例第 7 条により実施された審査請求人(原告)の口頭意見陳述の実施を軽んじる暴論である。審査会に対する訂正内容の並列提示は、本件音声データの違法な消去により生じた弥縫策でしかないことを、被告は自覚すべきである。

附属書類

- 1 原告準備書面(1) 副本 1 通
- 2 甲 8 号証～甲 10 号証 各 2 通
- 3 原告証拠所説明書(2) 副本を含む 2 通
- 4 証拠申出書 副本を含む 2 通
- 5 別紙 1 2 通